

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は、『契約の解消』について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…私の母は認知症です。母がよく分からずに使わない物品を購入したときは返品することができますか。
- 対応策…成年後見制度、クーリング・オフなど契約解消の方法について説明します。

(1) 判断能力が不完全な場合

判断能力が著しく低下した高齢者が、家庭裁判所に申し立てて成年後見開始決定を受けると、その後結んだ契約は個別の理由を問わず取消ができます。(民法9条)

(2) 契約内容の理解に誤認がある場合

契約の重要な部分に勘違いがあった場合は、無効になる場合があります。(民法95条)

(3) 自主的な意思決定がゆがめられた場合

- ①相手にだまされて契約を結んだときは、取り消しができます。(民法96条)
- ②相手方に強迫されて恐怖心から契約したときは、取り消しができます。(民法96条)
- ③断ってもしつこく勧誘を続けられ、困惑して仕方なく契約したときは、取り消しができます。(消費者契約法4条)
- ④重要な事項についてその説明を受けて、その内容が事実であると誤認して契約したときは、取り消しができます。(消費者契約法第4条)
- ⑤不利な事実をわざと隠して勧誘したり、不確実な事項を確実であると断定的に説明して勧誘したりして、その内容が確実であると誤認して契約したときは、取り消しができます。(消費者契約法第4条)

(4) 債務不履行の解除

相手が契約で定めた義務を履行しない場合、契約を解除できます。

(5) クーリング・オフ

訪問販売など特定の取引方法で商品等を購入した場合、契約書面を受け取った日から8日間(訪問販売、電話勧誘販売)、または20日間(マルチ商法、内職商法)は、理由なしに無条件で契約を解除できる制度。(特定商取引法)

※解除手続きは、期間内に解約することを記載した通知書を業者に発送します。

(6) 合意解約

当事者同士の話し合いで契約の解消を合意する場合

(参考文献：高齢者相談の手引き 鹿児島県社会福祉協議会)

消費契約に関する相談先：鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999

大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828

認知症の診断を受けた場合、成年後見制度を利用することをお勧めします。

制度について説明を受けたいときは地域包括支援センターにお問い合わせください。

